

2018年4月2日

2018年度 強化指定選手・次世代育成選手選考規定

一般社団法人日本車いすテニス協会 強化部

1. 強化指定選手・次世代育成選手の選考基準について

日本車いすテニス協会強化部は、透明性のある選手選考基準を明確にし、パラリンピック等で優秀な成績を収めるため、以下のとおり今年度における選考基準を提示する。

2. 選考に際して基準とした事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること。
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること。
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること。
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること。
- ⑤ 以下指定ランク条件の何れかに該当していること。

(全クラス共通)・特Aランク選考基準 2016リオパラリンピックメダル獲得者

(男子クラス)・Aランク選考基準世界ランキング 1位~12位

・Bランク選考基準世界ランキング 13位~22位

・Cランク選考基準世界ランキング 23位~32位

(女子クラス)・Aランク選考基準世界ランキング 1位~10位

・Bランク選考基準世界ランキング 11位~20位

(クアードクラス)・Aランク選考基準世界ランキング 1位~8位

・Bランク選考基準世界ランキング 9位~16位

※各クラスにDランク(ナショナルスタッフ推薦枠)を設け、随時強化部にて厳正に審査し理事会で決定する。(下記四角枠内、※1、2、3)を参照のこと)

※指定ランクの高い順から優先的に助成金を分配する。(特A > A > B > C > D)

- ⑥ 次世代育成選手選考基準は、2020・2024年パラリンピックに向けて将来性を期待できる選手に限り、強化部にて厳正に審査し理事会で決定する。(下記四角枠内、※1、2、3)を参照のこと)
- ⑦ 強化指定選手の更新・追加は年2回(4月・10月)。次世代育成選手は随時追加・更新とする。
- ⑧ パラリンピック開催年の強化指定選手は、パラリンピック出場予定選手のみ選考とする。
- ⑨ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に勤める姿勢などを評価し選考の対象とする。

※ 2 満14歳以上で、自立した行動がとれる者に限る。

※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない。

3. 強化指定選手・次世代育成選手としての遵守事項

- 指定された合宿への参加
- 指定された国際大会への出場
- 指定された当協会事業への参加協力

※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化部に理由を書面にて申告、強化部の了解を得なければならない。

- 大会出場予定の報告
- 健康など医学的状況変化の報告
- アンチ・ドーピングに関する規定
- 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則

以 上